

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第四十九条（略）</p> <p>（立入検査の身分証明書）</p> <p>第五十条 法第八十七条第十四項の証明書の様式は、様式第二十三によるものとする。</p> <p>第五十一条～第五十三条（略）</p> <p>別表第一～別表第五（略）</p>	<p>第一条～第四十九条（略）</p> <p>（立入検査の身分証明書）</p> <p>第五十条 法第八十七条第十二項の証明書の様式は、様式第二十三によるものとする。</p> <p>第五十一条～第五十三条（略）</p> <p>別表第一～別表第五（略）</p>

改正案

現行

第一条～第三条（略）

第一条～第三条（略）

（換算の方法）

（換算の方法）

第四条 令第二条第二項に規定する使用した燃料の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

第四条 令第二条第一項に規定する使用した燃料の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

- 一 別表第一の上欄に掲げる燃料にあつては、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の下欄に掲げる発熱量として換算した後、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。
- 二 前号に規定する燃料以外の燃料にあつては、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。

- 一 別表第一の上欄に掲げる燃料にあつては、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の下欄に掲げる発熱量として換算した後、発熱量千万キロジュールを原油〇・二五八キロリットルとして換算すること。
- 二 前号に規定する燃料以外の燃料にあつては、発熱量千万キロジュールを原油〇・二五八キロリットルとして換算すること。

2 令第二条第二項に規定する他人から供給された熱の量の原油の数量への換算は、別表第二の上欄に掲げる熱の種類ごとの熱量に、それぞれ同表の下欄に掲げる当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量に換算する係数（以下この項において「換算係数」という。）を乗じた後、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算するものとする。ただし、換算係数に相当する係数で当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができるものとする。

2 令第二条第一項に規定する他人から供給された熱の量の原油の数量への換算は、別表第二の上欄に掲げる熱の種類ごとの熱量に、それぞれ同表の下欄に掲げる当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量に換算する係数（以下この項において「換算係数」という。）を乗じた後、発熱量千万キロジュールを原油〇・二五八キロリットルとして換算するものとする。ただし、換算係数に相当する係数で当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、換算係数に代えて当該係数を用いることができるものとする。

3 令第二条第二項に規定する他人から供給された電気の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

一 別表第三の上欄に掲げる電気にあつては、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の下欄に掲げる熱量として換算した後、熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。

二 前号に規定する電気以外の電気にあつては、電気の量一キロワット時を熱量九千七百六十キロジュールとして換算した後、熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算すること。

(特定事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出)

第五条 法第七条第三項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。

第五条の二 法第七条第三項の経済産業省令で定める事項は、工場等を設置している者が設置しているすべての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量(次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二条第一項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量)及びその設置しているそれぞれの工場等(前年度におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上のものに限る。)の前年度におけるエネルギーの使用量(次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上

3 令第二条第一項に規定する他人から供給された電気の量の原油の数量への換算は、次のとおりとする。

一 別表第三の上欄に掲げる電気にあつては、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の下欄に掲げる熱量として換算した後、熱量千万キロジュールを原油〇・二五八キロリットルとして換算すること。

二 前号に規定する電気以外の電気にあつては、電気の量一キロワット時を熱量九千七百六十キロジュールとして換算した後、熱量千万キロジュールを原油〇・二五八キロリットルとして換算すること。

(第一種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出)

第五条 法第七条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してなければならない。

にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量」とする。

(特定事業者に係る指定の取消しの申出)

第五条の三 法第七条第四項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならない。

(エネルギー管理統括者の選任)

第六条 法第七条の二第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定によるエネルギー管理統括者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一 エネルギー管理統括者を選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任すること。

二 エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

2 特定事業者は、法第十四条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに次条に定める業務を統括管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該特定事業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。第四項において同じ。)の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくは

第六条 法第七条第二項の経済産業省令で定める事項は、前年度のエネルギーの使用量(次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二条第二項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量)とする。

エネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理統括者として選任することができる。

3 前項の規定は特定連鎖化事業者に準用する。この場合において、「法第十四条第一項」とあるのは「法第十九条の二第一項において準用する法第十四条第一項」と、「その設置している工場等」とあるのは「その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業者の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」と読み替えるものとする。

4 前二項の承認を受けようとする特定事業者等は、様式第三に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 前二項の選任を必要とする理由を記載した書類
- 二 前二項の規定により選任するエネルギー管理統括者の職務に関する説明書

(エネルギー管理統括者の業務)

第六条の二 法第七条の二第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関すること
- 二 エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること
- 三 エネルギー管理者及びエネルギー管理員等に対する指導等
- 四 第十七条の報告書の作成事務及び法第八十七条第三項の報告書類の作成事務に関すること

(エネルギー管理統括者の選任又は解任の届出)

第六条の三 法第七条の二第三項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、エネルギー管理統括者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。

(エネルギー管理企画推進者の選任)

第六条の四 法第七条の三第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定によるエネルギー管理企画推進者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一 エネルギー管理企画推進者を選任すべき事由が生じた日から六月以内に選任すること。

二 エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

2 特定事業者等は、法第七条の二第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該特定事業者等の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長。次項において同じ。)

(の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理企画推進者として選任することができる。

3 前項の承認を受けようとする特定事業者等は、様式第三に次

の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 前項の選任を必要とする理由を記載した書類
- 二 前項の規定により選任するエネルギー管理企画推進者の職務に関する説明書

(資質の向上を図るための講習の期間)

第六条の五 法第七条の第三項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第十二条第一項第一号(法第十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する講習を受けた日(エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第十三条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日)の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理企画推進者に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

- 一 法第十三条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者
- 二 エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第十三条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

(エネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出)

第六条の六 法第七条の三四項において準用する法第七条の二第三項の規定による届出は、エネルギー管理企画推進者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。

(第一種エネルギー管理指定工場等に係る指定の取消しの申出)

第七条 法第七条の四第二項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)(の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

(エネルギー管理者の選任)

第八条 法第八条第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)(の規定によるエネルギー管理者の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一 エネルギー管理者を選任すべき事由が生じた日から六月以内に選任すること。

二 エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

2 第一種特定事業者は、その設置している第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第十条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該第一種特定事

(第一種エネルギー管理指定工場に係る指定の取消しの申出)

第七条 法第七条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してなければならない。

(エネルギー管理者の選任)

第八条 法第八条第一項の規定によるエネルギー管理者の選任は、次に定めるところによりなければならない。

一 エネルギー管理者を選任すべき事由が発生した日から六月以内に選任すること。

二 他の第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場において、エネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者を選任してはならないこと。

2 第一種特定事業者は、その設置している第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第十条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣(当該第一種エネルギー

業者の主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その工場の所在地を管轄する経済産業局長。次項及び第十一条において同じ。）の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

- 3 前項の承認を受けようとする第一種特定事業者は、様式第六に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 前項の選任を必要とする理由を記載した書類
 - 二 前項の規定により選任するエネルギー管理者の執務に関する説明書

(エネルギー管理者の選任又は解任の届出)

第九条 法第八条第二項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、エネルギー管理者の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第七による届出書一通を提出してしなければならない。

(エネルギー管理者の業務)

第十条 法第十一条（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

一 管理指定工場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は、その工場の所在地を管轄する経済産業局長。次項及び第十一条において同じ。）の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、他の第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場においてエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理者として選任することができる。

- 3 前項の承認を受けようとする者は、様式第三のエネルギー管理者兼任承認申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 前項の選任を必要とする理由を記載した書類
 - 二 前項の規定により選任するエネルギー管理者の執務に関する説明書

(エネルギー管理者の選任等の届出)

第九条 法第八条第二項の規定による届出は、エネルギー管理者の選任、死亡又は解任があつた日の属する年度の次年度の六月末日までに、様式第四による届出書一通を提出してしなければならない。

(エネルギー管理者の職務)

第十条 法第十一条の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持

二 第十七条の報告書に係る書類の作成及び法第八十七条第三項の報告に係る書類の作成

(エネルギー管理員の選任)

第十一条 法第十三条第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定によるエネルギー管理員の選任は、次に定めるところによりしなければならない。

一 エネルギー管理員を選任すべき事由が発生した日から六月以内に選任すること。

二 エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者以外の者から選任すること。

2 第一種指定事業者は、その設置している第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第十四条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、エネルギー管理統括者若しくはエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理者若しくはエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

3 前項の承認を受けようとする第一種指定事業者は、様式第六に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 前項の選任を必要とする理由を記載した書類
- 二 前項の規定により選任するエネルギー管理員の執務に関する

二 第十七条の報告書の作成及び法第八十七条第三項の報告に係る書類の作成

(エネルギー管理員の選任)

第十一条 法第十三条第一項の規定によるエネルギー管理員の選任は、次に定めるところによりなければならない。

一 エネルギー管理員を選任すべき事由が発生した日から六月以内に選任すること。

二 他の第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場において、エネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者を選任してはならないこと。

2 第一種指定事業者は、その設置している第一種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視並びに第十四条に定める業務を管理する上で支障がないと認められる場合であつて、経済産業大臣の承認を受けた場合には、前項第二号の規定にかかわらず、他の第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場においてエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されている者をエネルギー管理員として選任することができる。

3 前項の承認を受けようとする者は、様式第五のエネルギー管理員兼任承認申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 前項の選任を必要とする理由を記載した書類
- 二 前項の規定により選任するエネルギー管理員の執務に関する

る説明書

(資質の向上を図るための講習の期間)

第十二条 法第十三条第二項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理員に選任されている者が法第十三条第一項第一号に規定する講習を受けた日(エネルギー管理員に選任されている者が同条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日)の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理員に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一 法第十三条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

二 エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第十三条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

(エネルギー管理員の選任又は解任の届出)

第十三条 法第十三条第三項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、エネルギー管理員の選任又は解任があつた日後の最初の七月末日までに、様式第

る説明書

(資質の向上を図るための講習)

第十二条 法第十三条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理員に選任されている者が同条第一項第一号に規定する講習を受けた日(エネルギー管理員に選任されている者が同条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日)の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理員に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一 法第十三条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

二 エネルギー管理員を解任された後、当該者が受けた法第十三条第二項に規定する講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

(エネルギー管理員の選任等の届出)

第十三条 法第十三条第三項の規定による届出は、エネルギー管理員の選任、死亡又は解任があつた日の属する年度の次年度の六月末日までに、様式第六による届出書一通を提出してしなけ

七による届出書一通を提出してしなければならない。

(エネルギー管理員の業務)

第十四条 法第十三条第四項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)において準用する法第十一条の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二 第十七条の報告書の作成及び法第八十七条第三項の報告に係る書類の作成

(中長期的な計画の提出)

第十五条 法第十四条第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による計画の提出は、毎年度七月末日までに、様式第八による計画書一通により行わなければならない。

(削る)

第十六条 削除

ればならない。

(エネルギー管理員の職務)

第十四条 法第十三条第四項において準用する法第十一条の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持

二 第十七条の報告書の作成及び法第八十七条第三項の報告に係る書類の作成

(中長期的な計画の提出)

第十五条 法第十四条第一項の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第七による計画書一通により行わなければならない。

2 法第十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した第一種指定事業者が前項の計画書を提出する場合には、次条の規定により提出された書面を添付しなければならない。

(参画の方法)

第十六条 法第十四条第二項の規定によりエネルギー管理士免状の交付を受けている者を参画させるときは、エネルギー管理士免状の交付を受けている者(他の第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場において、エネルギー管

(定期の報告)

第十七条 法第十五条第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第九による報告書一通を提出してしなければならない。

第十八条 法第十五条第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一 エネルギーの種類別の使用量及び販売した副生エネルギーの量並びにそれらの合計量

二 前年度のエネルギーの使用量が令第六条で定める数値以上の工場等(第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等を除く。)にあつては、その使用量

三 エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況

四 エネルギーの使用の合理化に関する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況

五 エネルギーの使用の合理化に関する法第五条第一項に規定する判断の基準(以下「判断基準」という。)の遵守状況その他のエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置

理者又はエネルギー管理員に選任されている者を除く。)を参照させ、その者に様式第八による書面を提出させなければならない。

(定期の報告)

第十七条 法第十五条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第九による報告書一通を提出してしなければならない。

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一 エネルギーの種類別の使用量及び販売副生エネルギー等(販売された及び自らの生産に寄与しないエネルギーをいう。)の量並びにそれらの合計量

二 エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況

三 エネルギーの使用の合理化に関する設備の新設、改造又は撤去の状況及び稼働状況

四 エネルギーの使用の合理化に関する法第五条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他のエネルギーの使用の合理化に関し実施した措置

- 六| 生産数量（これに相当する金額を含む。）又は建築延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値
- 七| エネルギーの使用の効率
- 八| 判断基準に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値
- 九| エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量

第十八条の二 特定事業者等は、前条に掲げる事項の報告に併せて、経済産業大臣が定めるところにより、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために当該特定事業者等が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組を報告することができる。

第十九条 削除

第二十条 削除

（第二種エネルギー管理指定工場等に係る指定の取消しの申出

- 五| 生産数量（これに相当する金額を含む。）又は建築延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値
- 六| エネルギーの使用の効率
- 七| エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量

（第二種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出）

第十九条 法第十七条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第十による届出書一通を提出してしなければならない。

第二十条 法第十七条第二項の経済産業省令で定める事項は、前年度のエネルギーの使用量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上とならないことが明らかな場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）とする。

（第二種エネルギー管理指定工場に係る指定の取消しの申出）

第二十一条 法第十七条第二項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による申出は、様式第五による申出書一通を提出してしなければならない。

（準用規定）

第二十二条 第十一条から第十三条までの規定は、第二種特定事業者に準用する。

2 第十四条の規定は、法第十八条第二項の規定により準用される法第十一条の経済産業省令で定める業務に準用する。

（特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の条件に関する事項）

第二十二条の二 法第十九条第一項に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者（以下この条において「事業者」という。）が、加盟者の設置している工場等のエネルギーの使用の状況を報告させることができる定め

二 事業者が、加盟者の設置している工場等に関し次の(1)から(4)のいずれかを指定している定め

第二十一条 法第十七条第三項の規定による申出は、様式第十一による申出書一通を提出してしなければならない。

（準用規定）

第二十二条 第十一条から第十三条まで、第十七条及び第十八条の規定は、第二種特定事業者に準用する。

2 第十四条の規定は、法第十八条第二項の規定により準用される法第十一条の経済産業省令で定める業務に準用する。この場合において、第十四条第二号中「第十七条」とあるのは、「第二十二條第一項の規定により準用される第十七条」と読み替えるものとする。

(1) 空調調和設備の機種、性能又は使用方法

(2) 冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法

(3) 照明器具の機種、性能又は使用方法

(4) 調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

2 | 事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は事業者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前二号の定めが記載され、当該契約書又は方針、行動規範若しくはマニュアルを遵守するものとする定めが約款にある場合には、約款に前二号の定めがあるものとみなす。

(特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出)

第二十二條の三 法第十九條第二項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。

第二十二條の四 法第十九條第二項の経済産業省令で定める事項は、連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量（次年度以降におけるエネルギーの使用量が令第二條第一項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量）並びに連鎖化事業者が設置しているそれぞれの工場等（前年度におけるエネルギーの使用量が令第六條の数値以上のものに限る。）の前年度におけるエネルギーの使用量（次年度以降に

おけるエネルギーの使用量が令第六条の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに前年度のエネルギーの使用量」とする。

(特定連鎖化事業者に係る指定の取消しの申出)

第二十二条の五 法第十九条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならない。

第二十三条・第二十四条 (略)

(書面の交付)

第二十五条 法第二十条第二項の規定による書面の交付は、様式第十による書面を交付して行うものとする。

(報告)

第二十六条 法第二十条第三項の規定による報告は、様式第十一による報告書一通を提出してしなければならない。

(登録の申請)

第二十七条 法第三十九条の規定により登録の申請をしようとする者(以下「登録申請者」という。)は、様式第十二による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一〇九 (略)

第二十三条・第二十四条 (略)

(書面の交付)

第二十五条 法第二十条第二項の規定による書面の交付は、様式第十二による書面を交付して行うものとする。

(報告)

第二十六条 法第二十条第三項の規定による報告は、様式第十三による報告書一通を提出してなければならない。

(登録の申請)

第二十七条 法第三十九条の規定により登録の申請をしようとする者(以下「登録申請者」という。)は、様式第十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一〇九 (略)

第二十八条・第二十九条（略）

（信頼性確保部門の業務）

第三十条 信頼性確保部門は、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二（略）

三 第一号の内部点検及び前号の精度管理の結果（改善措置が必要な場合にあつては、当該改善措置の内容を含む。）を確
認調査部門管理者に対して文書により報告すること。

四（略）

第三十一条・第三十二条（略）

（事業所の変更の届出）

第三十二条 登録調査機関は、法第四十四条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の届出）

第三十四条 登録調査機関は、法第四十五条第一項前段の規定による届出をするときは、確認調査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第十四による届出書に当該届出に係る調査業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の変更の届出）

第二十八条・第二十九条（略）

（信頼性確保部門の業務）

第三十条 信頼性確保部門は、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二（略）

三 第一号の内部点検及び第二号の精度管理の結果（改善措置が必要な場合にあつては、当該改善措置の内容を含む。）を
確認調査部門管理者に対して文書により報告すること。

四（略）

第三十一条・第三十二条（略）

（事業所の変更の届出）

第三十二条 登録調査機関は、法第四十四条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の届出）

第三十四条 登録調査機関は、法第四十五条第一項前段の規定による届出をするときは、確認調査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第十六による届出書に当該届出に係る調査業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（調査業務規程の変更の届出）

第三十五条 登録調査機関は、法第四十五条第一項後段の規定による変更の届出をするときは、様式第十五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第三十六条 (略)

(業務の休廃止)

第三十七条 登録調査機関は、法第四十六条の規定により確認調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第十六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第三十八条 (略)

(帳簿)

第三十九条 法第五十一条において準用する法第三十三条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 二 (略)

三 確認調査を行った特定事業者等の主たる事務所及び特定事業者等の設置している第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の名称及び所在地

四 八 (略)

2 (略)

第四十条・第四十一条 (略)

第三十五条 登録調査機関は、法第四十五条第一項後段の規定による変更の届出をするときは、様式第十七による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第三十六条 (略)

(業務の休廃止)

第三十七条 登録調査機関は、法第四十六条の規定により確認調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第十八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第三十八条 (略)

(帳簿)

第三十九条 法第五十一条において準用する法第三十三条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 二 (略)

三 確認調査を行った第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場の名称及び所在地

四 八 (略)

2 (略)

第四十条・第四十一条 (略)

(特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量に関する届出)

第四十二条 法第六十一条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第十七による届出書一通を提出してしなければならない。

第四十三条 (略)

(特定荷主に係る指定の取消しの申出)

第四十四条 法第六十一条第三項の規定による申出は、様式第十八による申出書一通を提出してしなければならない。

(計画の提出)

第四十五条 法第六十二条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第十九による計画書一通により行わなければならない。

(定期の報告)

第四十六条 法第六十三条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第二十による報告書一通を提出してしなければならない。

第四十七条 第四十九条 (略)

(立入検査の身分証明書)

第五十条 法第八十七条第十四項の証明書の様式は、様式第二十

(特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量に関する届出)

第四十二条 法第六十一条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第十九による届出書一通を提出してしなければならない。

第四十三条 (略)

(特定荷主に係る指定の取消しの申出)

第四十四条 法第六十一条第三項の規定による申出は、様式第二十による申出書一通を提出してなければならない。

(計画の提出)

第四十五条 法第六十二条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第二十一による計画書一通により行わなければならない。

(定期の報告)

第四十六条 法第六十三条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第二十二による報告書一通を提出してなければならない。

第四十七条 第四十九条 (略)

(立入検査の身分証明書)

第五十条 法第八十七条第十四項の証明書の様式は、様式第二十

一によるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第五十一条 第十七条の報告書、第二十六条の報告書及び第四十六
 六条の報告書の提出については、当該報告書に記載すべきこと
 とされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第
 二十二のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行
 うことができる。

第五十二条・第五十三条 (略)

別表第一(第四条関係)

(略)	(略)	ナフサ 一キロリットル	(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)
(略)	(略)	三十三・六ギガジユ ール	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

三によるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第五十一条 第十七条の報告書(第二十二条の規定により準用さ
 れる場合を含む。)、第二十六条の報告書及び第四十六條の報
 告書の提出については、当該報告書に記載すべきこととされ
 ている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二十四の
 フレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことが
 できる。

第五十二条・第五十三条 (略)

別表第一(第四条関係)

(略)	(略)	ナフサ 一キロリットル	(略)	(略)	(略)
				(略)	(略)
(略)	(略)	三十四・一ギガジユ ール	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

軽油 一キロリットル	三十七・七ギガジュール
重油 イ (略)	(略)
□ B・C重油 一キロリットル	四十一・九ギガジュール
石油アスファルト 一トン	四十・九ギガジュール
石油コークス 一トン	二十九・九ギガジュール
石油ガス イ 液化石油ガス (LPG) 一トン □ (略)	五十・八ギガジュール (略)
可燃性天然ガス イ 液化天然ガス (LNG) (窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。) 一トン □ その他可燃性天然ガス 千立	五十四・六ギガジュール 四十三・五ギガジュール

軽油 一キロリットル	三十八・二ギガジュール
重油 イ (略)	(略)
□ B・C重油 一キロリットル	四十一・七ギガジュール
石油アスファルト 一トン	四十一・九ギガジュール
石油コークス 一トン	三十五・六ギガジュール
石油ガス イ 液化石油ガス (LPG) 一トン □ (略)	五十・二ギガジュール (略)
可燃性天然ガス イ 液化天然ガス (LNG) (窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。) 一トン □ その他可燃性天然ガス 千立	五十四・五ギガジュール 四十・九ギガジュール

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考

この表において「産業用蒸気」とは、製造業に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等以外の工場から供給された蒸気をいう。

別表第三（第四条関係）（略）

別表第四（第四十八条関係）（略）

別表第五（第四十九条関係）（略）

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考

この表において「産業用蒸気」とは、製造業に属する事業の用に供する工場であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場以外の工場から供給された蒸気をいう。

別表第三（第四条関係）（略）

別表第四（第四十八条関係）（略）

別表第五（第四十九条関係）（略）